

CW断熱の公的支援制度



認定低炭素住宅の条件

- 平成25年度断熱等性能等級 4等級以上
- 1次エネルギー消費量 10%削減
- 木造住宅であること
- 節水、雨水利用、HEMS、蓄電池などいずれか一つ以上を満たすこと。
- 確認申請時に適合証の添付が必要



長期優良住宅の条件

- 耐震性
- 省エネルギー性
- 維持管理
- 劣化対策
- 40平米以上

耐震等級2以上

断熱等性能等級4相当

維持管理対策等級3相当

劣化対策等級3相当



長期優良住宅と認定低炭素住宅の特例(メリット)

- ✓ 地域工務店の地域型長期優良住宅 上限100万円
- ✓ 登録免許税引下

保存0.15%⇒0.1%

移転0.3% ⇒0.2%

✓ 不動産取得税引下

1200万円控除⇒1300万円

✓ 固定資産税引下

- 3年1/2引下⇒5年1/2引下
- ✓ 住宅ローン減税増額

- 400万円⇒500万円
- ✓ フラット35S Aタイプの適用

10年間0.6%金利



省エネ住宅ポイント とフラット35S(A)の特例(メリット)

- ✓ 省エネ住宅ポイント 平成27年7月 30万ポイント
- ✓ フラット35S Aタイプ 10年間金利-0.6%

▼フラット35 借り入れ2,500万円、借入期間35年、金利1.37%の場合(平成27年4月基準)

	CW断熱•適用住宅		一般住宅
金利タイプ	フラット35 S Aタイプ		フラット35
借入金利	年0.94%(10年間)	年1.54%(25年間)	年1.54 (35年間)
月々の返済額	69,990円	75,073円	77,036円
総返済額	32,627,763円		34,094,547円
差額	▲1,466,784円		



住宅ローン減税とすまい給付金

✓ 住宅ローン減税 (2017年末まで)

一般住宅

40万円 10年間

長期優良・認定低炭素 50万円 10年間

✓ すまい給付金(消費税8%・扶養家族1名のとき)

収入の目安金額

425万円以下 30万円

475万円以下 20万円

510万円以下 10万円



住宅取得資金贈与の特例

- ✓ 住宅取得時に住宅取得のための資金を無税で贈与して貰える制度。
- ✓ 金額は1名に付きなので、贈与してくれる人間が複数いる場合は、その人数分が無税で贈与を受けられる。ただし、相続時に精算が必要。

	省エネ住宅	一般住宅
平成27年	1, 500万円	1, 000万円

※平成28年以降は減額されるが、消費税が10%になる場合は 別途 増額の見込み。



ゼロ・エネルギー住宅

太陽光などで創エネが消費エネルギーを上回る住宅に 補助金を支給

- ✓ 同時に認定低炭素住宅のメリットも受けられる
- ✓ 国土交通省 補助金 165万円
- ✓ 経済産業省 補助金 130万円または150万円
 - ※経済産業省補助には、断熱性能の規定などがある。